

平成21年度概算要求額 262億円 (20年度予算 236億円)

基本的な考え方

○ 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」の個別目標の進捗状況を、質・量の両面から把握・評価しつつ、総合的かつ計画的に対策を推進。

1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

63億円(54億円)

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 | 8.2億円(3.1億円) |
| ・がん医療専門スタッフの研修 | |
| ・専門医師の育成体制の構築 | 5.1億円(0億円) 新規 |
| (2) がん診療連携拠点病院の機能強化 | 54億円(31億円) 拡充 |
| ・拠点病院の単価の増加 がん登録実務者 1人→2人 | |
| (3) 国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進 | |

2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

6.1億円(6.5億円)

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進 | 4.7億円(4.5億円) |
| ・インターネットを活用した専門医の育成 | |
| ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修 | |
| ・緩和ケアに資する技術研修による医療従事者の育成 | |
| ・医療用麻薬の適正使用の推進 | |
| (2) 在宅緩和ケア対策の推進 | 1.3億円(2億円) |
| ・在宅緩和ケア対策の推進 | |
| ・在宅ターミナルケア研修等の実施 | |

3. がん登録の推進

32百万円(32百万円)

- ・院内がん登録の推進
- ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導の実施

4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

90億円(83億円)

- | | |
|---|--|
| (1) がん予防・早期発見の推進 | 54億円(44億円) |
| ① がん予防の推進と普及啓発 | |
| ・普及啓発の推進 | |
| ・肝炎等克服緊急対策研究 | |
| ② がんの早期発見と質の高いがん検診の普及 | |
| ・企業等との連携によるがん検診の受診促進 | 3.7億円(0億円) 新規 |
| ・女性の健康対策支援 | 1.5億円(0億円) 新規 |
| ・乳がん用マンモコイル緊急整備事 | |
| (2) がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備 | 19億円(18億円) |
| ・がん対策情報センターによる情報提供及び支援事業の充実 | 18億円(17億円) 新規 拡充 |
| (3) がん医療水準均てん化の促進 | 17億円(22億円) |
| ・都道府県がん対策推進計画の策定に伴い、新たに実施する地域の特性を踏まえた事業に対する支援 | |

5. がんに関する研究の推進

103億円(91億円)

○ がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進

- ・早期承認に向けた治験データにおける民族的要因の解明
- 4.3億円(0億円) 新規

がん検診に関連する平成21年度概算要求について

平成20年度 平成21年度
18.3億円 → 20.2億円

(平成20年度限りの予算4.5億円)

⑨ 女性の健康支援対策事業

平成21年度

1 21年度要求額 約1.5億円

2 事業

女性の健康づくりに資する目的として、都道府県が地域の実情に応じて実施する予防施策に対する支援

3 補助先 都道府県

4 補助率 都道府県：10/10

⑨ 都道府県がん検診受診率向上対策事業

平成21年度

1 21年度要求額 約1.8億円

2 事業

顧客対応の窓口等、受診対象者に接する機会を持つ企業と都道府県が連携して試行的に受診促進活動を実施する。

3 補助先 都道府県

4 補助率 都道府県：10/10

⑨ がん検診受診率向上企業連携推進事業

平成21年度

1 21年度要求額 約0.9億円

2 事業

企業におけるがん検診の受診率の向上を誘発するため、より効果的に働きかける方法などを企画立案する実施本部を設置し、企業に対して当該事業への参画を促すとともに、その事業評価や優良企業の活動状況の公開等を行う。

3 実施主体 国（国立がんセンター）

⑨ がん検診向上指導事業

平成21年度

1 21年度要求額 約1.1億円

2 事業

かかりつけ医の勧めによってがん検診を受診したという傾向があり、受診促進効果が大きいことから、効果的な受診勧奨を行うための技術指導を行う。

3 実施主体 国（国立がんセンター）

⑨ エリア集中型がん検診受診促進モデル事業

平成21年度
1 億円

- 1 21年度要求額
- 2 事業

特に住民が集中するエリア（地域・場所・施設等）において、がん検診の受診促進につながる事業を実施

- 3 補助先 政令指定都市等
- 4 補助率 政令指定都市等：10／10

マンモグラフィ検診従事者研修事業

平成20年度 平成21年度

- 1 21年度要求額 約1.6億円 → 約1.6億円
- 2 事業

マンモグラフィによる乳がん検診に従事する読影医師及び撮影技師に対し十分な知識・経験を修得させる上級研修を実施

- 3 補助先 都道府県、公益法人、NPO法人
- 4 補助率 都道府県等：1／2

マンモグラフィ検診精度向上事業

平成20年度 平成21年度
約3.5億円 → 約3.5億円

- 1 21年度要求額
- 2 事業

マンモグラフィによる乳がん検診の診断支援のため、デジタル式マンモグラフィを導入している検診機関等がコンピュータ診断支援システム（CAD）を購入する費用の一部を補助

- 3 補助先 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が適当と認める者
- 4 補助率 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が適当と認める者：1／2

乳がん用マンモコイル緊急整備事業

平成20年度 平成21年度
約8.7億円 → 約8.7億円

- 1 21年度要求額
- 2 事業

検診後の精密検査における診断精度の向上を図るため、がん診療連携拠点病院がマンモコイルを購入する費用の一部を補助

- 3 補助先 がん診療連携拠点病院
- 4 補助率 がん診療連携拠点病院：1／2

※ このほか、がん対策推進特別事業（13.3億円（緩和ケア研修部分を除く））においても、がん検診に関連する事業の補助が可能となっている。